

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させ、働きやすい職場環境の整備に取り組み、全職員が安心して仕事ができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休暇の取得を促進し、計画期間内に男性の育児休業取得者1名以上を目標とする。（継続）

<対策>

- ・令和3年4月～ 男性の育休取得を促すパンフレットを作成し、配布する。
- ・令和3年6月～ 男性の育児休業に関する職場内の理解促進を図る。
- ・令和3年8月～ 男性職員への取得を奨励する。

目標2：育児休業中の職員に仕事関係の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。（継続）

<対策>

- ・令和3年4月～ 情報提供の時期、回数、内容などを検討する。
- ・令和3年5月～ 情報提供を行うことについて職員へ周知する。
- ・令和3年6月～ 該当者へ情報提供を行う。

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- ・令和3年4月～ 育児休業等に関する資料（パンフレット）を作成する。
- ・令和3年5月～ 資料を職員に回覧し、周知を図る。